

平成25年版

# 袖ヶ浦の環境



袖ヶ浦市



## はじめに

ここに、平成25年版「袖ヶ浦の環境」を刊行いたします。

袖ヶ浦市では自然環境との調和や資源・エネルギー問題等に対する総合的かつ計画的な取り組みを進めるため、環境施策の最上位計画となる「環境基本計画」を定め、安全で快適なうらおいのある環境都市の実現に努めています。

今日の環境問題は、地球温暖化を始めとして、世界的規模の広がりを持つ課題であるとともに、私達の生活に深く関わる身近な課題となっています。

中国において、微小粒子状物質(PM2.5)が深刻な環境問題となっている中、日本でも、国内での発生に加え、越境汚染の影響と考えられる一時的なPM2.5濃度の上昇が観測されています。PM2.5が高濃度になった場合、健康への影響が懸念されることから、本年3月12日以降、国の暫定指針に基づき注意喚起体制をとっています。

原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対しては、これまで、大気中の放射線量測定や土壌などの放射性物質の測定を行い、結果を公表するとともに、除染などの対策を行ってまいりました。今後も市民の皆様が安心して生活ができるよう、引き続き大気中放射線量の監視を行うなど、対策に努めてまいります。

一方、原子力発電所事故後、再生可能エネルギーへの転換や省エネルギー対策の必要性が増しています。本市では、太陽光発電システムの普及を図るための補助事業や、夏の省エネルギー対策として、一般家庭への普及啓発を目的とした緑のカーテンコンテストを引続き実施してまいります。

また、椎の森工業団地内の自然環境保全緑地(愛称「しいのもり」)については、一般開放してから4年が経過したところであり、この間、多くのボランティアの皆さんにご協力をいただくことで、協働による保全と活用が図られておりますことに、心より感謝申し上げます。

本書は、平成24年度の本市における環境の状況並びに環境対策などについて、その概要をまとめたものですが、市民の皆様一人ひとりに、袖ヶ浦の環境の現状をご理解いただくとともに環境問題を身近な課題と感じていただき、環境保全に取り組む契機としていただければ幸いです。

袖ヶ浦市長 出口 清

# 環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活が送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきた。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球的規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市

## 表紙説明

表紙は水と緑のさと「しいのもり（椎の森自然環境保全緑地）」の小川で見つけた「カワトンボ」の写真です。

裏表紙は、ふくらみ始めた「さくらんぼ」です。

しいのもりは市民の皆さんが自然と触れ合う憩いの場として、ボランティアとの協働により整備、管理しています。

しいのもりでは、写真のように四季折々の自然に出会えます。

# 目 次

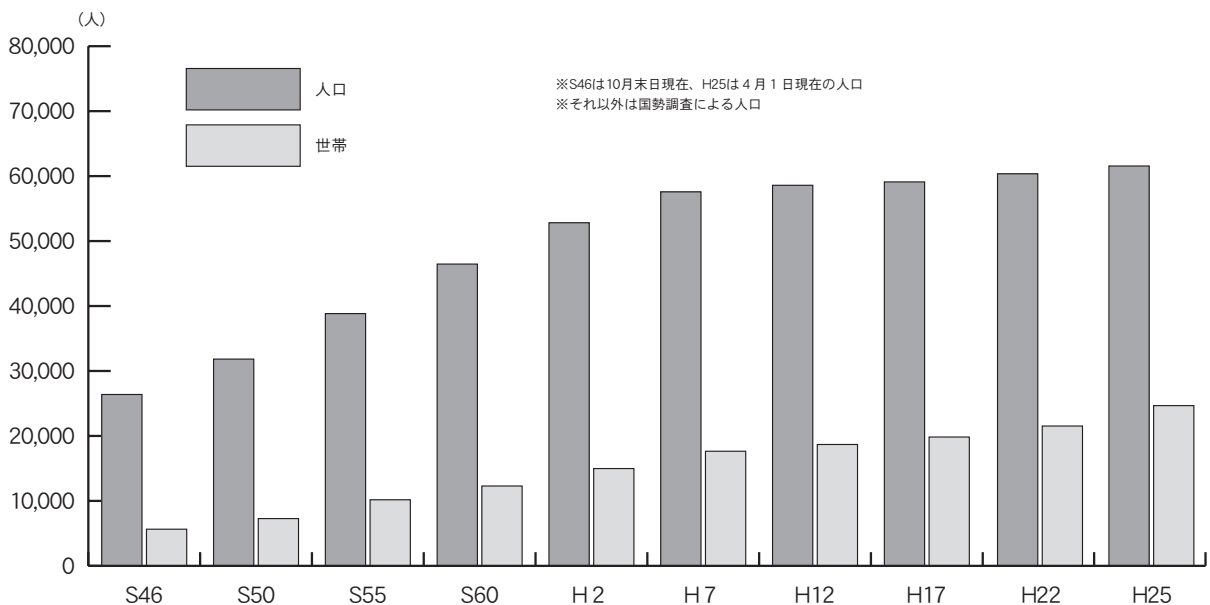
1. 袖ヶ浦市の概況	1
2. 環境問題の動向	3
3. 総合的環境保全対策の推進	8
4. 環境の現状と対策	9
〔1〕地球環境問題	9
〔2〕放射能問題	9
〔3〕大気環境	13
〔4〕水環境	17
〔5〕騒音・振動	20
〔6〕悪臭	21
〔7〕公害苦情	22
〔8〕自然保護・緑化の推進	23
〔9〕廃棄物	25
〔10〕土砂埋め立て	38
〔11〕啓発活動	39

# 1. 袖ヶ浦市の概況

## 人口・面積等

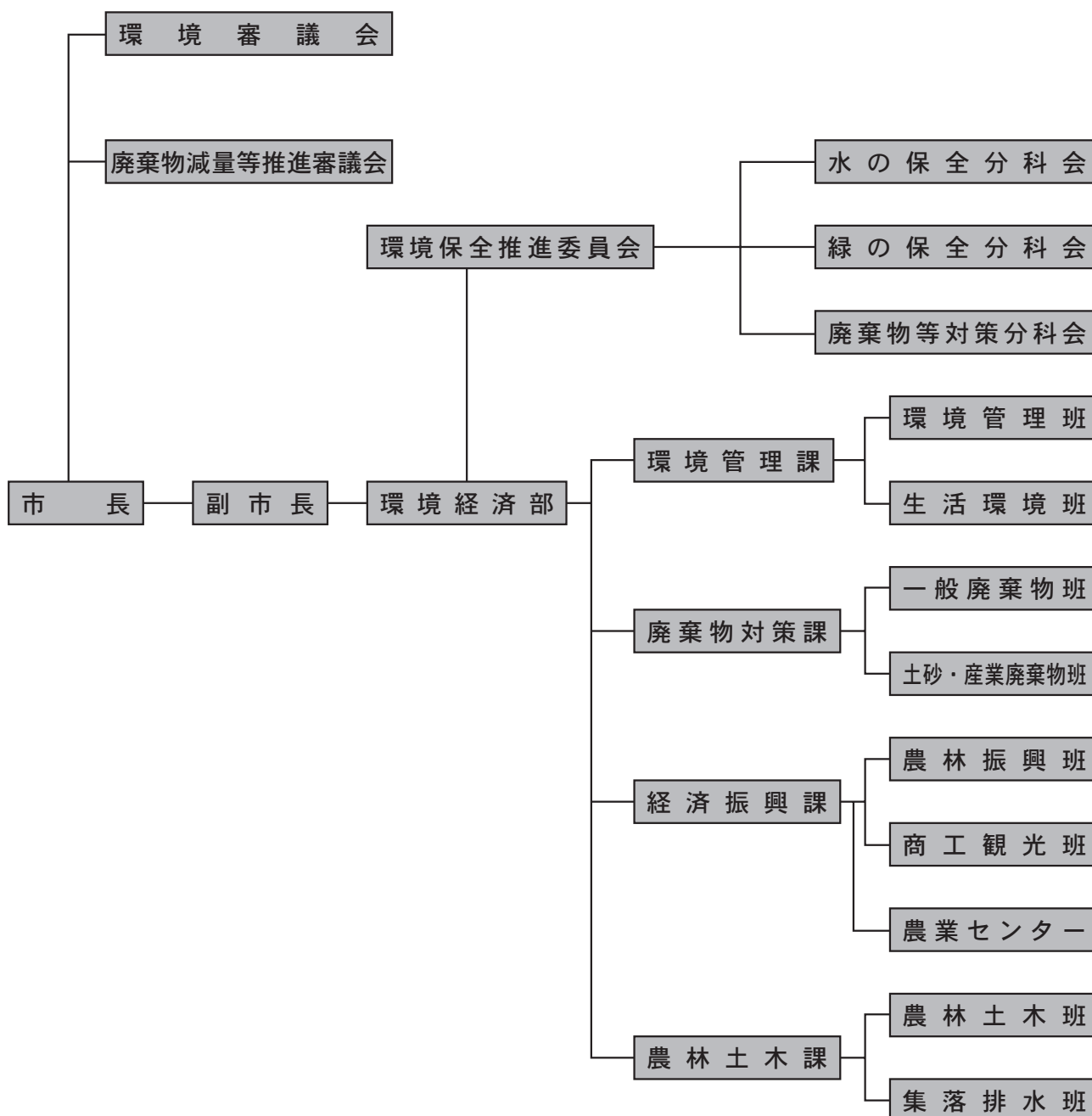
人 口	平成25年4月1日現在	国勢調査(平成17年10月1日)
	61,559人	59,108人
	男 31,102人 女 30,457人	男 29,728人 女 29,380人
世 帯 数	24,668世帯	19,834世帯
産業別人口 (平成17年国勢調査)	第一次産業 1,934人(6.6%) 第二次産業 8,741人(29.8%) 第三次産業 18,272人(62.3%) 分類不能 367人(1.3%)	
地 勢	面積 94.92km <sup>2</sup> 周 囲 84.5km 海岸線 28.7km 広ぼう 東西 14.0km、南北 13.5km	
市役所の位置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平和都市宣言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉妹都市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国・サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移



# 環境行政組織図

H25. 4. 1現在



## 2. 環境問題の動向

### (1) わが国における最近の環境問題やその対策

近年、わが国では多くの環境問題やその対策が取り上げられていますが、その中からいくつかここで紹介します。これらはそれぞれ独立しているものではなく、相互関連しているものがほとんどです。

### 地球温暖化対策

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が過剰に放出・蓄積されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度バランスが崩れ、地球上の気温が上昇する現象です。地球温暖化が進むと、異常高温、砂漠化、干ばつ、海面上昇による土地の水没、洪水、作物の不作や野生生物の絶滅といったさまざまな被害が懸念されます。

2007年の政府間パネル（IPCC）の第4次報告書によると、1906年～2005年の100年間に地球の平均気温は0.74℃上昇しています。又、21世紀末の平均気温は1990年頃と比べ、1.1℃～6.4℃上昇すると予測され、平均海面上昇水位は18cm～59cmと予測されています。

地球温暖化対策や資源の枯渇問題のためにも、省エネ行動は大変重要です。次世代に今の地球を残すために、私たち一人ひとりが考えて、私たちが今出来ることから取り組む必要があります。

#### ○エコカー（低公害車）

わが国は平均すると2人に1台以上の割合で車を保有していることになります。車の排出ガスは、大気汚染や地球温暖化の要因となる二酸化炭素などの主な排出源の1つです。

これらの解決策としてエコカー（低公害車）の開発が近年行われており、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて二酸化炭素や窒素酸化物といった大気汚染物質の排出が少なく、多くの場合エンジン音も静かで、自動車交通騒音問題対策としても有効です。

エコカーを普及させるため、自動車税の負担を軽くする「自動車グリーン税制」が平成14年度から全国一斉に行われており、内容の見直しが図られながら現在も継続されています。

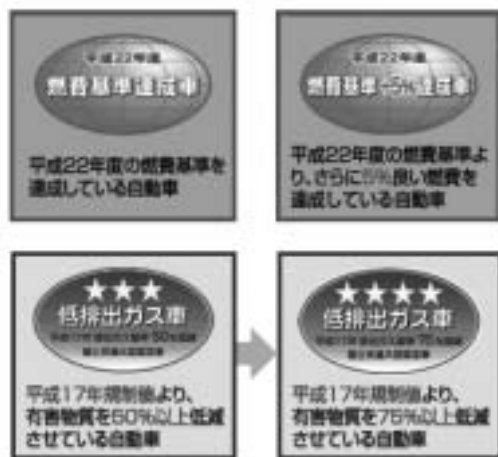
※エコカーの種類（電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・ソーラーカー・水素自動車・燃料電池自動車 など）



## ○低排出ガス認定車

低排出ガス認定車とは従来の低公害車（前ページ記載）のように次世代エネルギーにより環境負荷を低減するというのではなく、最も普及しているガソリン車の排気ガス中の大気汚染物質を削減し、一定の排出基準をクリアした自動車です。

排出ガスの低減レベルを下のようなステッカーにより表示しています。



## ○太陽光発電システム

太陽光を利用して電気を発生させる太陽光発電システムは、環境にやさしい経済的な次世代発電システムとして注目されています。3～4KWの太陽光発電システムを設置すれば、平均的な4人家族が使用する電気の大部分をまかなうことができるといわれています。

本市では、平成20年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付することとしました。（巻末の環境保全関係補助金制度をご覧ください。）

また、平成21年1月から、国においても補助制度を設け、一般住宅への太陽光発電システム設置を支援しています。

## ○省エネラベリング制度

この制度は、家庭で使われる製品が国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもので、基準を達成した製品には緑色のマーク、達成していない製品には橙色のマークが表示されます。エアコンや冷蔵庫など電力を多く消費するものでは省エネ性能の差で、年間5,000円以上も電気代に差がつく場合があります。

また、一般家庭の消費電力の約10%が待機電力と言われています。機能的にコンセントを抜くことができない場合、たとえ小さくても待機電力は1年中消費されるものです。

電気製品を買い換える場合は、省エネ性能と、待機消費電力量に注意して購入しましょう。





## 資源循環型社会を目指して

ごみ問題は環境問題のうちの重要なテーマの1つです。大量のごみが発生するとごみ処理場の不足や不法投棄の増加などが生じてきます。また、ごみを低温で焼却することによって、ダイオキシン類などの有害物質の発生や二酸化炭素の発生による地球温暖化などが問題となってきます。これらの解決のため、適正な資源投入、製造、流通、販売、消費、廃棄、リサイクルなどを行う資源循環型社会を形成することが急務となっています。

私たちもリサイクルの推進に努め、ごみの減量化を図るなど、普段の買い物や生活を見直していく必要があります。

### ○リサイクル法の整備

資源循環型社会推進の基本的枠組みを定める法律として、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。これに関連する法律として「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設資材リサイクル法」、「食品リサイクル法」などがあります。

また、平成17年1月から「自動車リサイクル法」が施行されました。これは処理に費用のかかる「シュレッダーダスト＝破砕くず」「エアバック類」「フロン類」についてユーザーが費用負担するというものです。料金は車種・年式・エアバック数などによって決まります。

### ○グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は「グリーン購入法」として法律化されており、商品に貼られたエコラベル（商品が環境に配慮したものであることを示すエコマークなどのラベル）などを参考として行います。環境に配慮した品物を選んで買う消費者をグリーンコンシューマーといいます。私たちも日常の買い物の中で、商品が与える環境への負荷を考える消費者になりましょう。



\*環境物品を選ぶための環境ラベルの一例

# 生物多様性を守るために

自然界には数えきれないほどの生物が、場所に応じた様々なつながりを持ちながら生きています。これを「生物多様性」と呼びますが、世界的にも生物多様性の保全の重要性は広く認識されています。

## ○レッドデータブック

長い歴史の中で育まれた地域固有の野生動植物が、開発による生息・生育環境の改変や乱獲などの人間活動に伴い、その生存が脅かされ、その結果、多くの種が絶滅の危機に直面しています。











この対策として、これらの野生生物について特に保護する必要があるものを選定し、その方法等を取りまとめた「レッドデータブック」が作られ、環境学習の教材などとして活用されています。こうした絶滅の危機に瀕している野生生物の存続は私たちの意識と行動に委ねられていると言えます。

## ○外来生物

外来生物とは、本来の自然状態では存在しない生物で、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことをいいます。明治以降、人間の移動や活動が盛んになり多くの動植物が、ペットや展示用等の目的で輸入されたり、荷物や乗り物などに紛れ込んだりして日本に入ってきています。

これら外来生物の問題点は、在来生物との競争や交雑等により生態系へ影響を与えたり、畑を荒らしたり漁業対象の生物を食べたりする農林水産業への影響、あるいは外来生物自体が毒を持っている場合は人命や身体への危険がある場合もあります。このため、特に生態系に被害を及ぼす危険のある生物を「特定外来生物」として指定し、輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止されています。また、国や県等が必要に応じて駆除等を行っています。

本市においても平成20年度にアライグマ・ハクビシンによる農作物被害が発生しており、継続的に駆除を行っています。駆除個

		外来種	
		特定外来生物 アライグマ	ハクビシン
顔			
		耳の縁とヒゲが白い。	顔の真ん中、鼻から額にかけて白い帯があり、「白鼻芯」の名の由来となっている。
	全体像	 	 
	尾に黒いシマがある。	尾が細く長い。	
足裏	指が長い		
	指は短い	5本指 	5本指 

体数は増加傾向にあるとともに生息域も市街地に拡大してきています。

アライグマ等は夜行性の雑食性動物ですので、落ちた果樹を放置したり、生ごみを夜間に放置しないよう注意が必要です。

また、古い木造家屋等（神社、寺院、空家）の屋根裏などに住み着き繁殖しますので、隙間をふさぐなどの対策が必要です。

#### ●年度別駆除個体数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
36頭	45頭	51頭	132頭	198頭

## （2）本市における環境問題の流れ

本市では、温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれてきました。

また、昭和30年には、臨海部で国営長浦干拓事業が実施されるなど特に農業が盛んでした。昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変や貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場と環境保全のための協定の締結や、環境条例・各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに、緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきた結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護については、一応の成果を収めました。

一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、消費生活の拡大が進んだ結果、自動車交通公害や生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増加などによる廃棄物問題などの都市・生活型環境問題への対応が重要な課題になっていますが、いずれも人間の活動によって環境が持つ浄化・復元能力や生態系のバランスなどが損なわれるために発生する問題です。

また、近年では地球規模の環境問題や化学物質の使用に伴う環境汚染の問題など新たな課題も生じています。

環境は現代を生きる私たちだけでなく、将来の世代がその恵みを受けられるよう維持されなければなりません。複雑・多様化する環境問題に対応し、健全で良好な環境の恵みを将来に引き継ぐためには、市民・事業者の皆さん全ての参加を得て、環境に配慮した生活や事業活動の実践による環境への影響が少ない持続的発展が可能な社会の構築、多様な自然環境の体系的な保全、国際的視野に立った環境保全などへの積極的な取り組みを展開することが求められています。

## 3. 総合的環境保全対策の推進

### 1. 袖ヶ浦市環境基本計画

#### (1) 計画の目的

本環境基本計画は長期的な目標のもと、市民、事業者、行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的、計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

#### (2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成15（2003）年度から平成34（2022）年度までの20年間とします。ただし、具体的な施策については5年間程度を目安として定め、社会情勢の変化や計画の進捗状況などをふまえて、概ね5年ごとに計画を見直します。

#### (3) 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係しあっていることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮します。また、対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境とし、これらに関係する私たち人間の諸活動を含むものとします。

### 2. 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害を総合的・計画的に防止していくためのさまざまな行政施策を取りまとめたものです。袖ヶ浦市は「千葉地域公害防止計画」の地域に含まれており、総合的な公害防止施策を推進しています。

### 3. 環境の保全に関する協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止と地域住民の健康や生活環境の保全を目的として、市内に立地している企業の協力により、地域の実情に合ったきめ細やかな、環境の保全のための取決めを結んでいます。

平成25年4月1日現在の協定締結工場は、三者協定（県・市・事業者）16工場、二者協定（市・事業者）30工場です。

## 4. 環境の現状と対策

### 1. 地球環境問題

地球環境問題とは、被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題や、国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境問題を言い、代表的なものとしては、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・熱帯林の減少などが挙げられます。

地球環境問題は、私たちが日常生活や事業活動で使用する資源・エネルギーの増大や一部地域の汚染された大気、水、廃棄物などの移動・拡散などによって国境を越えた広い地域の環境に影響を及ぼし、年月の経過により深刻さを増している問題であることから、その解決に向けて地域から着実に取り組みを進めていくことが重要です。

市では地球温暖化防止のために、庁舎内及び関係施設にて二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。この取り組みは平成13年度から平成18年度まで行われましたが、平成13年度と平成17年度を除き3.3%の削減目標を達成しました。

平成19年度からは、平成18年度を基準年度として、平成19年度から平成23年度を取り組み期間とした計画の見直しを行ない、温室効果ガスを平成18年度の基準年度から2.1%削減することを目標としました。平成23年度の市役所全体における温室効果ガス総排出量は9,699,019.1kg-CO<sub>2</sub>(※)で、基準年度排出量10,661,914.2kg-CO<sub>2</sub>と比較して-962,895.1kg-CO<sub>2</sub>(-9.03%)と大幅に減少しました。これは、原子力発電所停止により電力供給が逼迫したために、市民の皆様にご不便を掛けたところも多々ありますが、各施設で節電に取り組んだ結果によるところが大きな原因と考えられます。非常時の節電であったため、同様の節電を続けることは難しいところですが、従来から行っているソフト面での対策を引き続き行なうとともに、施設改修や更新時に省エネ型機器の積極的採用など、設備面からの見直しが必要になっています。

(※エネルギー使用量の削減状況を比較のため、当該計画策定当時の換算係数を使用して算出しています。)

### 2. 放射能問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染と、これに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。市では大気中の放射線量や土壌、河川などの放射性物質の測定を行い、一定の基準を超えた場合には、除染などの対策を行っています。

#### 1) 大気中放射線量

平成23年6月から市内の保育所や小学校などの大気中の放射線量の測定を開始し、月に1回、22施設を定点として測定を行っています(表1)。平成23年8月以降、全ての測定場所で基準値(0.23マイクロシーベルト/時)を下回っており、定点測定を継続することにより、環境放射能の監視に努めています。





(表1) 大気中の放射線量(地上高50cm)

単位:マイクロシーベルト/時

測定場所		13回目 5/29・ 30	14回目 6/29・ 7/3	15回目 7/25・ 26	16回目 8/28・ 29	17回目 9/27・ 28	18回目 10/30 ・31	19回目 11/28 ・29	20回目 12/20 ・21・25	21回目 1/30・ 31	22回目 3/1・ 4	23回目 3/26・ 29・4/1	24回目 5/7・ 8
小 学 校	昭和小学校	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
	奈良輪小学校	0.14	0.12	0.10	0.10	0.10	0.12	0.10	0.10	0.11	0.11	0.09	0.10
	蔵波小学校	0.10	0.09	0.08	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.10	0.09	0.06
	長浦小学校	0.13	0.09	0.09	0.10	0.08	0.10	0.10	0.08	0.10	0.09	0.10	0.09
	根形小学校	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.10	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.07
	中川小学校	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.10	0.08
	平岡小学校	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.09	0.11	0.08	0.09
	幽谷分校	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10
保 育 所 ・ 幼 稚 園 な ど	久保田保育所	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	福王台保育所	0.07	0.07	0.08	0.06	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06
	根形保育所	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06
	平川保育所	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
	吉野田保育所	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
	桜ヶ丘幼稚園	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04
	さつき幼稚園	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06
	長浦保育園	0.13	0.08	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.07	0.07	0.07
	長浦放課後 児童クラブ	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05
	学童保育 オリーブズ	0.11	0.11	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
昭和保育園	0.10	0.08	0.08	0.07	0.07	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	
公 園	百目木公園	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06
	袖ヶ浦公園	0.09	0.09	0.09	0.09	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08
	海浜公園	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09

また、平成23年度に、1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超過した箇所について、土砂の撤去などの除染を行い、放射線量の低減を図っています。

なお、平成24年度は、0.23マイクロシーベルト/時を越えた地点は確認されませんでした。



## 2) 飲み水、公共水域などの放射性物質

平成24年度においても、次の放射性物質を測定したところ、23年度に引続き不検出もしくは、基準値以下でした。

- ・〔浄水場の地下水〕 市内浄水場（勝下、代宿、蔵波、永吉、川原井）では、いずれも不検出（ヨウ素、セシウムともに1ベクレル／リットル未満）でした。
- ・〔河川及び海域〕 浮戸川（飯富橋）、松川（花川橋）、久保田川（不渡堰付近）、鎗水川（鎗水橋）、常盤川（常盤橋）、蔵波川（上蔵橋）の6つの河川と袖ヶ浦市周辺海域4点では、いずれも不検出（ヨウ素、セシウムともに1ベクレル／リットル未満）でした。
- ・〔公共下水道の脱水汚泥〕 袖ヶ浦終末処理場では、脱水汚泥の埋立処分の基準値（放射性セシウム濃度8000ベクレル／キログラム）を下回りました。
- ・〔農業集落排水の脱水汚泥〕 袖ヶ浦東部浄化センターでは、肥料化の原料汚泥の基準値（放射性セシウム濃度200ベクレル／キログラム）を下回りました。

## 放射線と放射能

- ほとんどの元素は、安定な状態で原子や分子として存在しています。
- わずかに存在する不安定な原子は、粒子(原子よりも小さな粒)や電磁波(電子レンジのマイクロ波のようなもの)を放出して、徐々に安定な原子に変わっていきます。このときに放出する粒子や電磁波が「放射線」です。
- 放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」と呼びます。



## 放射能や放射線を表す単位

- 放射能の強さや放射線の影響を表すには、「ベクレル」や「シーベルト」という単位が使われます。



$$1 \text{ Sv} = 1,000 \text{ mSv} = 1,000,000 \text{ } \mu\text{Sv}$$

(ミリシーベルト)                      (マイクロシーベルト)

※当ページは、農林水産省作成資料より引用

### 3. 大気環境

大気汚染の要因は、工場や事業所から排出されるばい煙や自動車の排出ガスなどが考えられます。また、主要な大気汚染物質についてはそれぞれ環境基準が定められています。

市では大気状況の監視と同時に、発生源である工場等の排出ガスの調査を実施しています。

#### (1) 大気環境測定

市内の大気環境は、10箇所の大気汚染測定局をテレメーターシステムで結ぶことにより、大気汚染物質等の常時監視を行っています。またダイオキシン類などの有害物質については定期的にモニタリング調査を行っています。



#### ●大気環境測定局・監視項目一覧

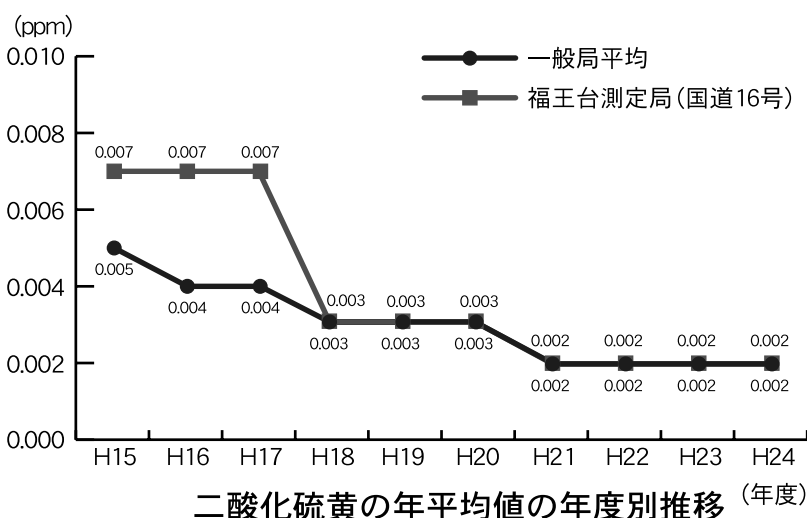
区分	測定局名	常時監視項目											モニタリング調査項目				
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オゾン	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	炭化水素	風速	向風	温度	湿度	日射紫外線	降雨量	酸性雨	ダイオキシン類	ベンゼン	
一般環境測定局	坂戸市場	○	○	○		○			○								
	長浦	○	○	○		○	○	○							○	○	
	代宿	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○				
	三ツ作	○	○	○		○		○									
	蔵波		○	○		○		○				○					
	吉野田		○	○		○		○									
	横田	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	
自動車排出ガス測定局	福王台(国道16号)	○	○		○	○	○	○				○					
	大曾根(館山道)		○		○	○		○									

●平成24年度市内大気環境の環境基準達成状況

測定項目	達成状況		基準等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期評価	○ 測定7局中全局	日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	汚染評価	○ 測定10局中全局	1日平均値のうち、低い方から98%相当が0.06ppm以下(ただし、大曽根測定局は参考値から判断した)
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	環境基準	× 測定8局中0局	1時間値0.06ppm以下
一酸化炭素 (CO)	長期評価	○ 測定2局中全局	日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期評価	○ 測定10局中全局	日平均値の2%除外値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続していない測定局
ベンゼン	環境基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	環境基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、長らく低濃度を維持し、環境基準を満たしています。平成24年度は全測定局において環境基準を満たしています。

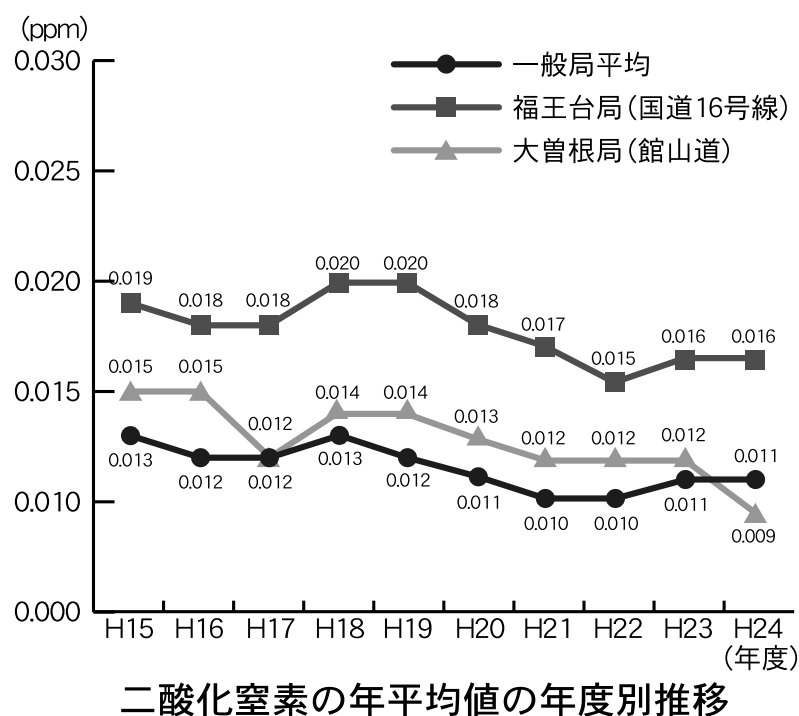


イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の代表的な成分で、工場や自動車から発生しますが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局が高い値となっていますが、環境基準は満たしています。

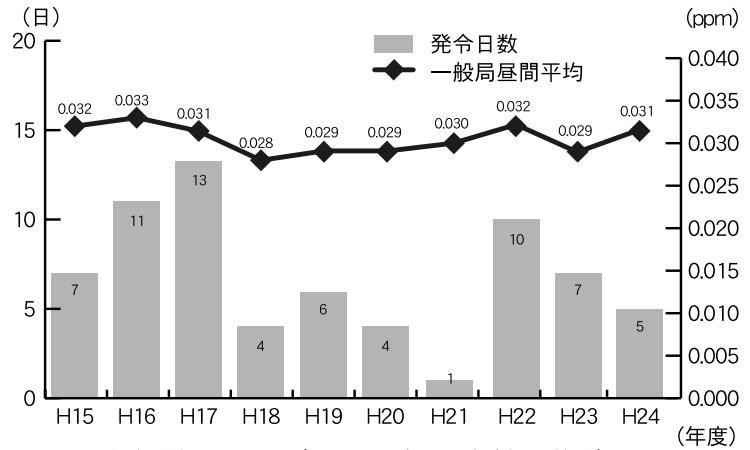
なお、平成24年度の大曽根局は評価のために必要な時間に満たないことから、参考値として扱います。



## ウ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダント (Ox) は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応をおこし生成される物質で、夏季に日射量が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が局地的に高くなり、一定値を超えたときには光化学スモッグ注意報が発令されます。

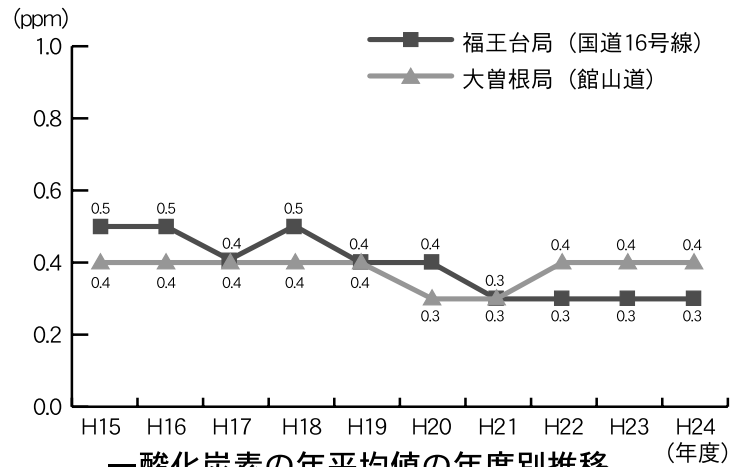
平成24年度における光化学オキシダントの環境基準は全局未達成であり、光化学スモッグ注意報が5日発令されました。



光化学オキシダントの年平均値の推移  
及び光化学スモッグ注意報等発令日数

## エ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素 (CO) は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が主な発生源となっています。市では館山道及び国道16号の2箇所の自動車排出ガス測定局で測定していますが、両局とも環境基準を満たしています。

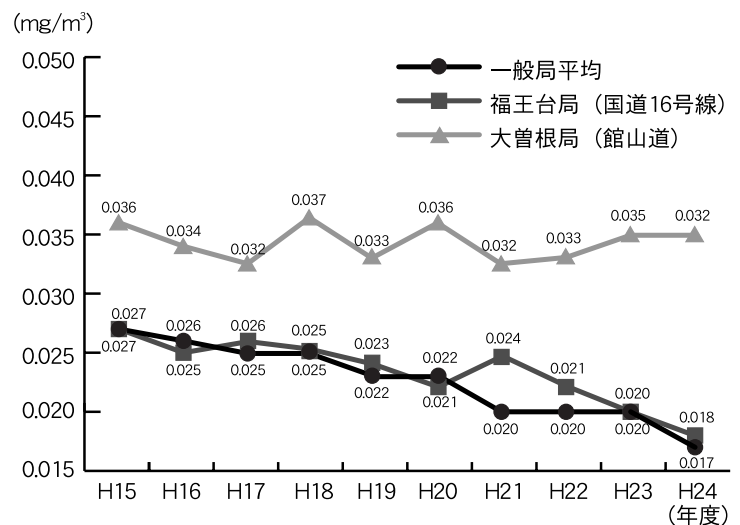


一酸化炭素の年平均値の年度別推移

## オ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$  (マイクロメートル=1/1000ミリメートル)以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。

工場や自動車の排ガス規制により、年々全国的に減少傾向にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。平成24年度は全測定局において環境基準(長期評価)を満たしています。



浮遊粒子状物質の年平均値の年度別推移



## カ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがあるとして指定された物質のことで、ベンゼン、●有害大気汚染物質測定結果（平成24年度平均） 単位：μg/m<sup>3</sup>

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがあります。平成24年度の調査(年12回)では、環境基準の超過はありませんでした。

	長浦(県測定)	横田(市測定)	環境基準
ベンゼン	2.6	1.4	3.0
トリクロロエチレン	0.48	—	200
テトラクロロエチレン	0.14	—	200
ジクロロメタン	1.4	—	150

長浦の測定結果は速報値であり、今後修正する可能性があります。

## キ ダイオキシン類

ダイオキシン類とはポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、人の生命及び健康に重大な影響を与えます。

大気の汚染状況について2箇所でモニタリング調査(年4回)を実施しましたが、両地点ともに環境基準を達成していません。●ダイオキシン類測定結果（平成24年度平均値） 単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

長浦	横田	一般大気環境基準
0.19	0.031	0.6

### (2) 発生源監視

環境の保全に関する協定締結工場等のばい煙発生施設のうち、3社の煙道をテレメーターシステムで結び、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを監視しています。また、協定工場等について立入調査を行い、排出ガスの測定を行っています。

#### ●平成24年度 環境の保全に関する協定に基づくばい煙関係立入調査実績

立入工場数	立入施設数	不適合施設数	検査項目			
			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類
7	7	0	2	7	5	2

#### ●市内のばい煙発生施設の状況（大気汚染防止法届出施設数 平成24年3月末現在）

施設名	施設数	割合
ガス機関	118施設	29.7%
ボイラー	107施設	27.0%
ディーゼル機関	55施設	13.9%
石油加熱炉	32施設	8.1%
ガスタービン	24施設	6.0%
乾燥炉	18施設	4.5%
廃棄物焼却炉	15施設	3.8%
金属溶解炉	8施設	2.0%
その他	20施設	5.0%
合計	397施設	100.0%



## 4. 水環境

市内では、住宅地を流れる中小の河川や東京湾で水質の汚濁が見られるため、これらの水域を中心に各種の水質保全対策を実施しています。

また、水環境を水質だけではなく、水量や水辺などを含む総合的なものとしてとらえ、健全な水環境の維持・回復と水辺環境の保全・創造に向けた取り組みが課題となっています。

### (1) 監視体制

#### ア 環境測定

水質の監視をするために2級河川の小櫃川、浮戸川等の11中小河川、4湖沼及び海域について調査（pH、COD、BOD等）を行っています。

また、市内に排水口を所有するゴルフ場について、農薬使用の現況を把握するために調査を行っています。



#### ●環境測定一覧表

調査事業名	小 櫃 川				海 域			湖 沼	中小河川	地 下 水 汚 染 調 査	ゴルフ場等 農 薬 調 査
	水 質	有 害	底 質	魚 体	水 質	有 害	底 質	水 質	水 質		
調査地点数	2	1 (1)	1 (1)	1	4	4	18 (2)	4	21 (4)	2	5
調 査 回 数 (回/年)	12	2 (2)	1 (1)	1	6	1	1 (1)	1	4 (1)	1	1

( ) 内はダイオキシン類

#### イ 工場・事業場の排水の指導

環境の保全に関する協定に基づく指導などにより、工場・事業場の排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図っています。また、協定に基づき立入調査を行い、排出基準の遵守状況を確認しています。

平成24年度は、21事業所について検査した結果、排出基準を超過した1事業所に対し改善指導等を行いました。

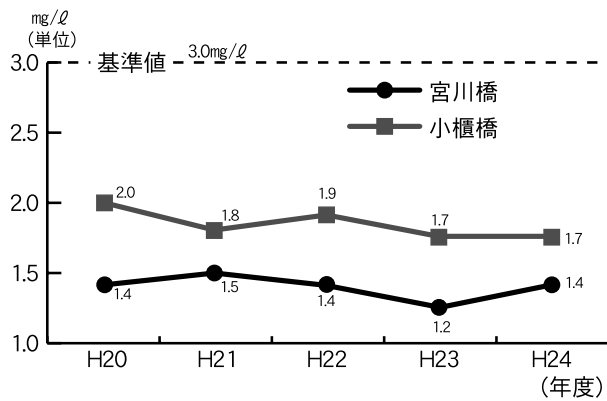
### (2) 現 況

#### ア 河 川

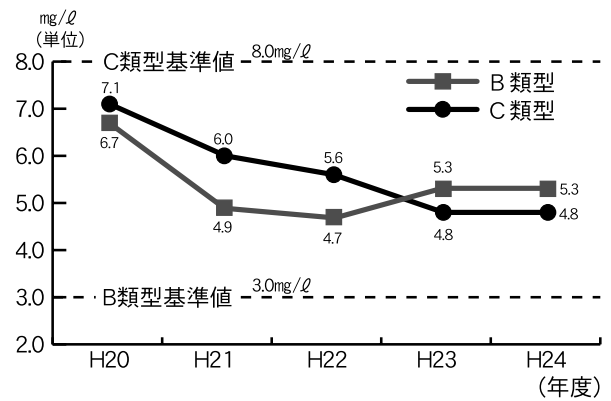
本市を含め、近隣市の水道水源として使われている小櫃川は良好な水質を維持しています。

また、小櫃川へ流入している松川等の中小河川も良好な水質を維持しています。

東京湾に流入している中小河川の笠上川や浮戸川中流域では、生活排水等の流入により若干の汚濁が見られます。



小櫃川BOD75%値経年変化グラフ



海域COD75%値経年変化グラフ

## イ 海域

袖ヶ浦市地先の海域は、公共水域の水質環境基準の水域類型として、市西部の海域をB類型、市東部の海域をC類型として指定されています。水質の現況については、下水道の整備等が進むことにより改善傾向にありますが、B類型ではいまだ環境基準を達成できていません。

## ウ ゴルフ場の農薬

ゴルフ場の農薬使用に伴う汚染については、殺虫剤、殺菌剤、除草剂等72項目について調査を行いました。環境庁の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」を越えるものではありませんでした。

# 環境一口メモ

### 【健康項目】

人の健康に係わる被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウム、全シアン、鉛等26項目が定められています。

### 【生活環境項目】

水の汚濁状態を示す項目として、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD) 等9項目が定められています。

### 【BOD (Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量)】

河川などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ(有機物)が微生物によって分解(酸化)されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

魚には5mg/l以下が望ましく、20mg/l以上ではほとんどの魚は生息できません。

### 【COD (Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量)】

湖沼、海などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ(有機物)が化学的に酸化されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

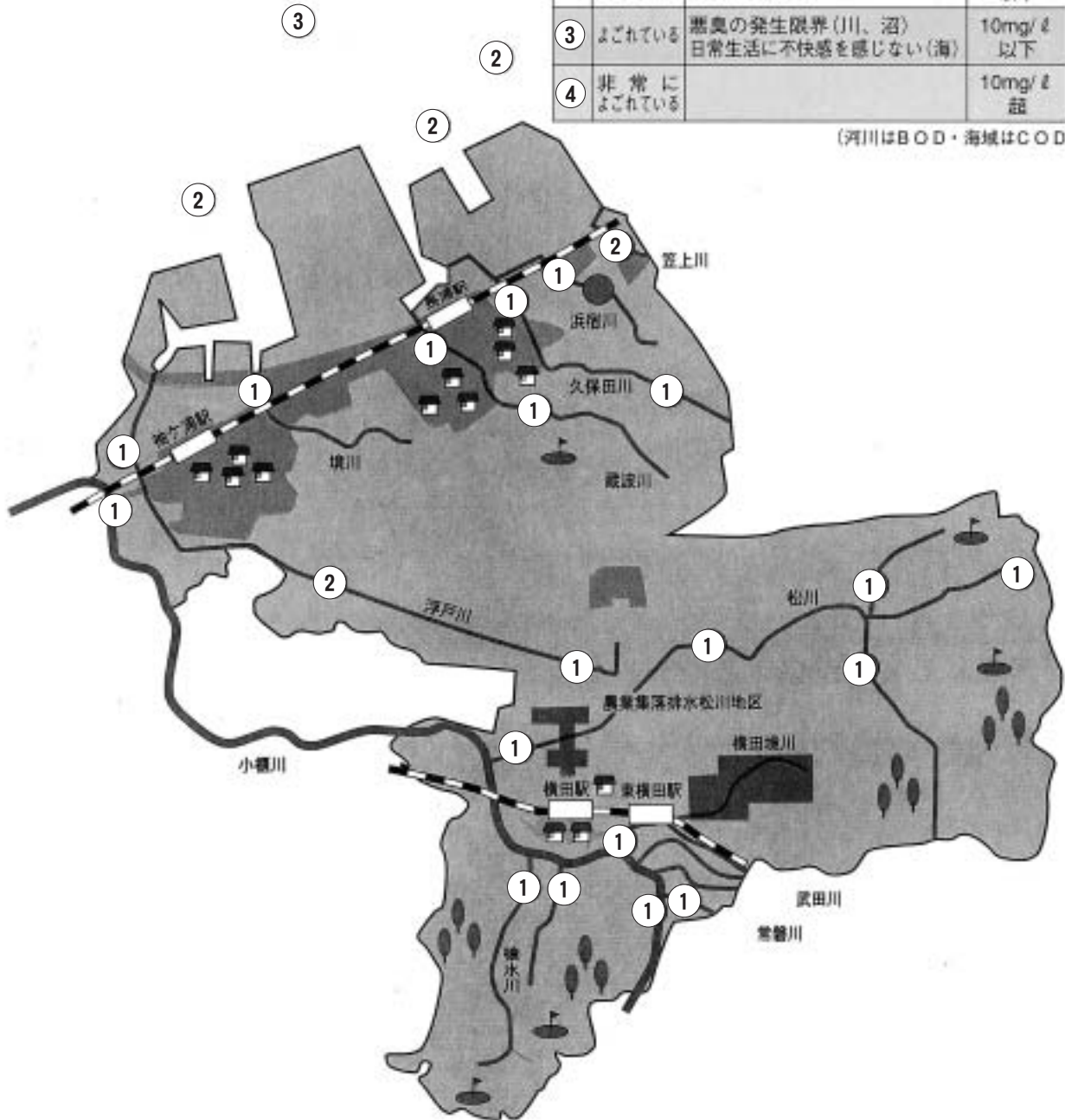
### 【有機塩素系化合物】

炭素や炭化水素に塩素が結合した一連の化合物のことをいいます。このうち、トリクロロエチレンや四塩化炭素などが、金属や機械部品の洗浄などに広く使われ、環境汚染が問題となっています。

# 公共用水域の水質状況

指 標	利用目的の適応性等	BOD COD	
①	きれい	水道水・海水浴場	3mg/ℓ 以下
②	ややよごれている	コイ・フナ等の生息、 のりの養殖等	5mg/ℓ 以下
③	よごれている	悪臭の発生限界(川、沼) 日常生活に不快感を感じない(海)	10mg/ℓ 以下
④	非常によごれている		10mg/ℓ 超

(河川はBOD・海域はCOD)



## 5. 騒音・振動

騒音・振動は私たちの生活に最も身近な公害の一つで、発生源も工場や建設作業場、自動車、一般家庭に至るまでさまざまです。平成24年度の苦情件数は、騒音12件、振動1件となっています。

騒音・振動については、同じ音や振るえでも気になるという人もいれば、気にならないという人もいるなど極めて心理的、感覚的な面をもっており、またそのときの心理状態や環境により感じ方も変わってくるので、対応に苦慮しているのが現状です。

音のめやす (dB)	
20	木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音 (前方1m)
30	郊外の深夜、ささやき声
40	図書館、静かな住宅地の昼
50	静かな事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
70	騒々しい事務所内、騒々しい街頭
80	地下鉄の車内
90	大声による独唱、騒々しい工場内
100	電車が通るときのガード下
110	自動車のクラクション (前方2m)
120	飛行機のエンジンの近く

振るえのめやす (dB)	
40	常時微動
50	人体に感じない程度
60	静止している人だけに感じる
70	大勢の人に感じ、戸や障子がわずかに動く
80	家屋がゆれ、戸や障子がガタガタと音をたてる
90	家屋が激しくゆれ、座りの悪い物がゆれる

### (1) 監視体制

自動車交通騒音調査は、平成23年度まで市内3カ所の道路沿線（国道16号線、国道409号線、県道千葉鴨川線）で実施していましたが、平成24年度からは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまでの調査に代わり、自動車騒音常時監視を実施しています。

自動車騒音常時監視は、原則、2車線以上の車線を有する高速自動車道、一般国道、県道及び市道（市道は、4車線以上の区間に限る）を対象に、そのうち毎年一部の路線の監視を行い、5年間で全ての路線を監視することとなっています。

平成24年度は、館山自動車道と県道袖ヶ浦中島木更津線の2路線を実施しています。

### (2) 測定結果

単位：dB

番号	路線番号	路線名	測定場所	時間区分	測定結果	環境基準	評価
1	1130	館山自動車道	大鳥居538-1	昼間	59	70	○
				夜間	52	65	○
2	87	袖ヶ浦中島木更津線	坂戸市場1339	昼間	73	70	×
				夜間	69	65	×

※昼間の時間帯は、6時～22時、夜間の時間帯は22時～6時。

## 6. 悪 臭

悪臭は人の嗅覚により直接感じられ、その感じ方に個人差があることから、騒音・振動と共にいわゆる感覚公害といわれています。また、極めて低濃度でも感知され、様々な悪臭物質が複合している場合が多いため、原因を特定することが難しい公害です。

工業・畜産業・農業ともに盛んな本市では、多様な臭気発生源を有しているため、悪臭苦情は例年数多く寄せられます。

発生源は臨海部事業所からの化学物質系のものと畜産業・農業による家畜ふん尿の処理過程等で発生するものに大別されます。

### (1) 監視体制

工場・事業所から発生する臭気について環境の保全に関する協定により、煙突等の排出口と敷地境界の臭気濃度（臭気指数）が定められており、市では協定に基づき立入調査を実施しています。

また、臨海部に隣接する住宅地でも臭気測定を実施しています。

### ●平成24年度臭気測定結果

#### ア 発生源測定

事業場数	調査地点数	調査結果（協定に基づく臭気濃度（臭気指数））
7事業場	14地点	適合14地点 超過地点なし

#### イ 一般環境測定

調査地点数	調査回数	調査項目	
		臭気濃度	特定悪臭物質濃度
7地点	7回	6地点	1地点

### (2) 現 況

平成24年度の悪臭に関する苦情は、5件（前年度3件）ありました。

発生源が特定できたものは4件、不明のものが1件でした。

## 7. 公害苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。

本市の特徴として、大気汚染、騒音の苦情割合が高い状況となっています。

平成24年度には合計50件の苦情があり、典型7公害では、大気汚染が全体の50%を占めており、野焼きや家庭におけるゴミ焼却などによるばい煙苦情が主なものとなっています。

また、騒音については、全体の約24%を占め、事業所によるものが主な原因となっています。

### ●公害苦情件数の推移

年 度	大気汚染		水質汚濁		騒 音		振 動		悪 臭		不法投棄		その他		合 計	
	件数	割 合	件数	割 合	件数	割 合	件数	割 合	件数	割 合	件数	割 合	件数	割 合	件数	割 合
20年度	14	58.3%	2	8.3%	1	4.2%	0	0%	4	16.7%	3	12.5%	0	0%	24	100.0%
21年度	15	53.7%	2	7.1%	4	14.2%	0	0%	7	25.0%	0	0%	0	0%	28	100.0%
22年度	6	42.9%	1	7.1%	2	14.3%	1	7.1%	4	28.6%	0	0%	0	0%	14	100.0%
23年度	9	37.5%	2	8.3%	7	29.2%	1	4.2%	3	12.5%	2	8.3%	0	0%	24	100.0%
24年度	25	50.0%	5	10.0%	12	24.0%	1	2.0%	5	10.0%	1	2.0%	1	2.0%	50	100.0%

### ●平成24年度公害苦情の地域別内訳

公害苦情を地域別に見ると昭和地区、長浦地区、平岡地区の苦情が多くなっています。

地 区 名	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	不法投棄	その他	合 計
昭和地区	7		3		3	1		14
長浦地区	8	2	4	1			1	16
根形地区	1		2					3
平岡地区	7	3	2		2			14
中富地区	2		1					3
臨海地区								
合 計	25	5	12	1	5	1	1	50

#### 野外での焼却行為は禁止されています。

○慣習行事等の一定の例外を除いて野外での焼却行為は法律で禁止されています。

○構造基準に適した焼却炉以外で廃棄物を焼却することはできません。



## 8. 自然保護・緑化の推進

本市では、美しい緑を守り育て、安らぎのある街づくりを目指し、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」を定め、市民や工場・事業所の協力のもと、緑の確保及び推進に努めています。

### (1) 保存樹木・樹林

市街地に残された貴重な自然を残すため傾斜地の樹林や、高さが15メートル以上で樹容の優れた樹木に対し、その保全等に要する費用の一部を助成する保存樹木・保存樹林補助金制度があります。

保存樹木 201本

保存樹林 109, 279㎡



保存樹木

### (2) 緑化協定

一定規模以上の開発や事業所の建設時に敷地の20%程度の緑化をお願いしており、その総面積は約182ヘクタールに達しています。

三者協定（県・市・事業所） 72事業所

二者協定（市・事業所） 115事業所



吉野石膏千葉第二工場

### (3) 生垣設置奨励補助金制度

住宅地等に緑化の推進を奨励するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の防止を図るため、新しく生垣を作る方に対して、その費用の一部を助成しています。

#### ●助成実績

年 度	助成件数	助成金額 (千円)
平成20年度まで	423	16,602
平成21年度	12	444
平成22年度	10	334
平成23年度	16	656
平成24年度	5	228



生垣設置推奨補助金を利用した生垣

#### (4) 蔵波小鳥の森

市街地に残された貴重な樹林を残すための一手段として、自然林を保存しながら、木々を植栽し、小鳥たちのために水呑場、砂遊び場、巣箱、餌台を設けた小鳥の森が蔵波八幡神社裏手の高台にあります。

晴れた日には眼下に長浦駅前の市街地、工場地帯、青く輝く東京湾を見下ろせます。

ウグイス・メジロ・ヒヨドリなどが見られます。



蔵波小鳥の森

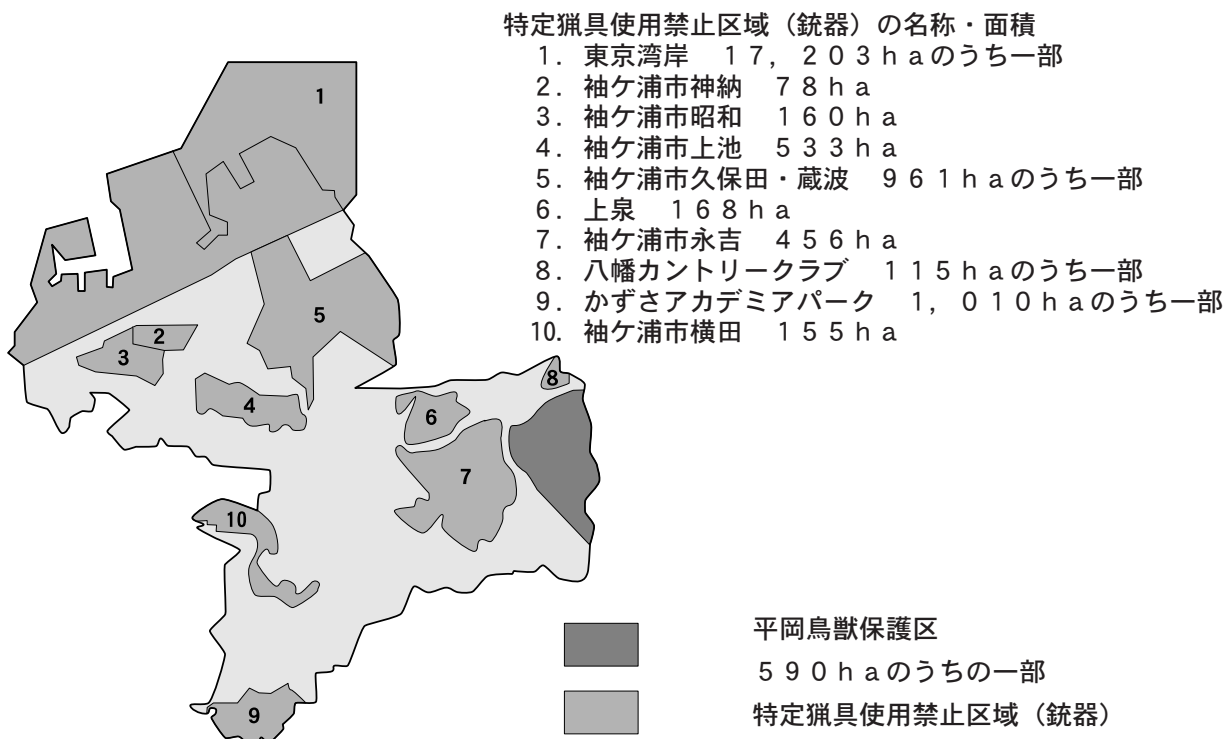
#### (5) しいのもり

椎の森工業団地内の自然環境保全緑地（約20ha）は、平成18年度に生物多様性の確保と自然と触れ合う場として整備方針を定める「椎の森自然環境保全緑地整備基本計画」を策定し、



市民が小動物や昆虫などと触れ合い、自然観察などの体験が出来るような活用を図るべく、市民ボランティアによる整備を進め、平成21年6月に一般開放しました。引き続き、ボランティアによる維持管理活動を実施しており、毎月第1土曜日、第3日曜日の午前中に2時間程度の軽作業を行っています。作業は毎回20名程度の参加者により、刈払機を用いた下草刈り、散策路の整備、湿地・水路の整備、不法投棄物の撤去などを実施しています。

#### (6) 鳥獣保護区等区域図



## 9. 廃棄物

廃棄物は、家庭などから出されるごみ、し尿等の一般廃棄物と事業活動に伴って出される建設廃材、汚泥等の産業廃棄物に大別されます。

一般廃棄物は各市町村、事業者及び市民が廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理についてそれぞれの責務を有し、産業廃棄物は排出する事業者が責任を持って処理することになっています。

廃棄物の量は消費生活が豊かになるとともに増大し、質も多様化しており、その処理の困難化、最終処分場の逼迫や不法投棄など様々な問題が生じています。

こうした問題に対処するため、一般廃棄物については従来の「排出されたごみを焼却や埋立てにより適正に処理する方式」から、ごみの減量化を図るとともに資源として有効利用を図る「資源循環型社会」への転換が図られています。

このような状況の中、平成9年4月からは容器包装リサイクル法に基づき、びん、アルミ・スチール缶などの分別収集・再商品化が始まりました。

また、平成13年4月から家電リサイクル法が施行され、エアコン、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機のリサイクル・再商品化が図られ、平成15年10月からはパソコンメーカー等による家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まりました。

更に平成17年1月からは、自動車リサイクル法がスタート、平成21年4月からはテレビ（液晶・プラズマ式）、乾燥機の追加などリサイクルの取組みが進められています。

### 【1】一般廃棄物

本市の廃棄物は、市の定めた一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づいてクリーンセンター内のごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設で中間処理等を行っています。

一方、ごみの中間処理を君津地域共同で行うため君津地域広域廃棄物処理事業として、4市と民間3社が出資する第3セクター「株式会社かずさクリーンシステム（KCS）」を平成10年12月に設立し、平成14年4月から第1期工場の稼動に合わせ、ごみ処理が一部委託しています。また、平成17年度末には、第2期工場が完成し、平成18年4月からは資源ごみを除くごみ全量を中間処理することになり、クリーンセンターでの焼却は停止いたしました。

---

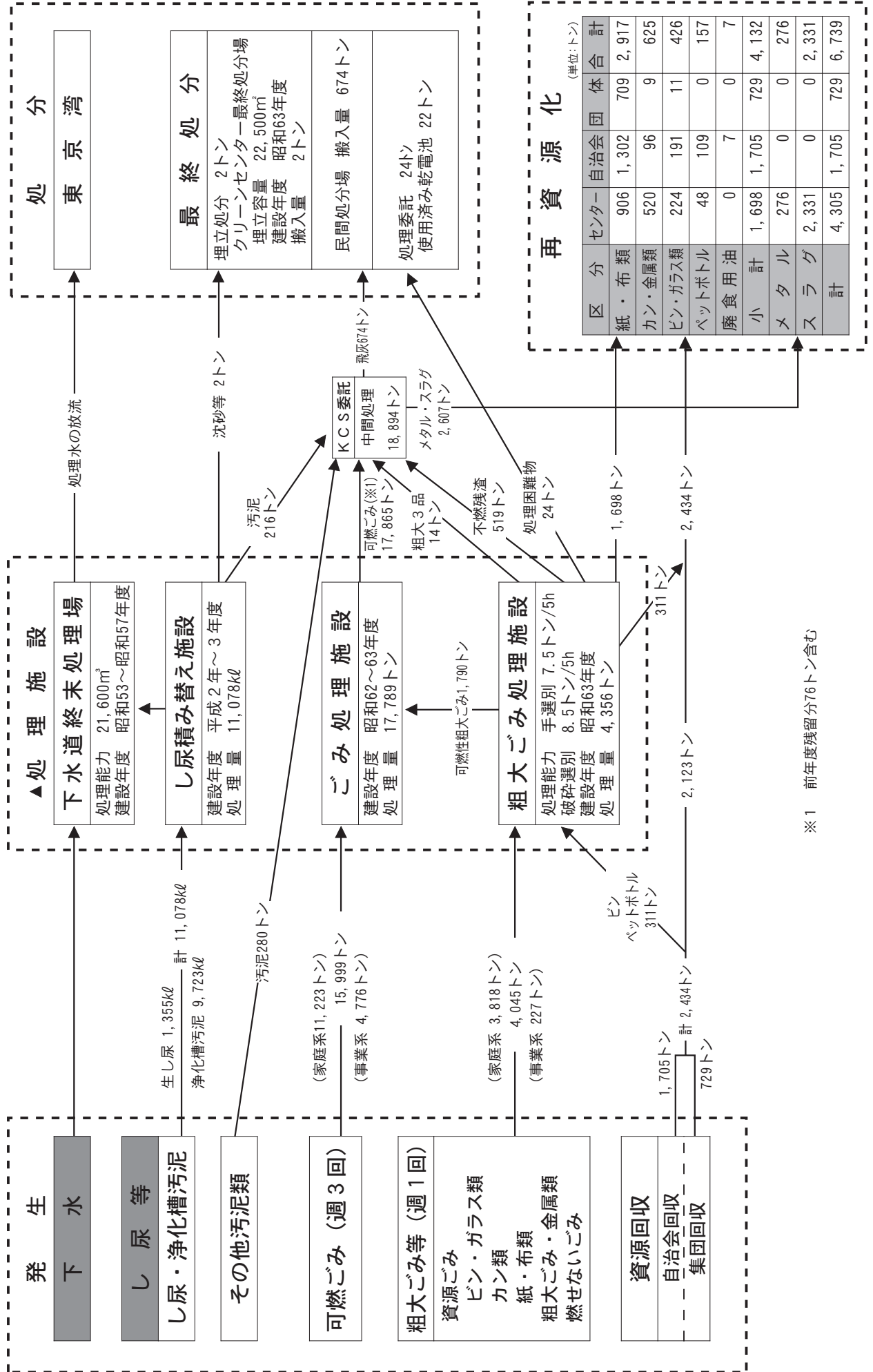
## 環境一口メモ

君津地域広域廃棄物処理事業とは、4市が共同でごみ処理を委託する事業であり、事業の安定性・継続性、民間活力の最大限の活用との観点から、4市と民間が出資する第3セクター方式の「株式会社かずさクリーンシステム（KCS）」が事業主体となります。

出資者は、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の4市と新日鉄住金エンジニアリング㈱、鹿島環境エンジニアリング㈱、㈱市川環境エンジニアリングです。

本事業では、KCSの事業計画、受託量の決定などは運営連絡協議会を設置しており、このメンバーには、出資者のほかに千葉県を含んでいることから事業の透明性が確保されています。

(1) 平成24年度 ごみ及びし尿処理状況 袖ヶ浦クリーンセンターの処理フロー



※1 前年度残留分76トン含む



## ごみ発生量の推移

(単位：トン)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
可燃ごみ	15,958	15,776	15,521	15,674	15,999
粗大ごみ等	4,663	4,290	4,564	4,158	4,045
資源回収	2,687	2,581	2,501	2,400	2,434
合 計	23,308	22,647	22,586	22,232	22,478

### (2) ごみの減量化及び資源化

近年の消費経済の発展と物流機構の発達により、私たちの生活は大変豊かになりました。

しかしながら、使い捨て商品や過剰包装の氾濫による資源の浪費、ごみ量の増大がごみ処理施設の不足と相まって大きな社会問題となっています。

全国的にも、無駄を省き限りある資源を大切に使うという議論が盛んに行われ、各地で様々な減量化・資源化のための施策が行われています。

本市の条例では、行政だけでなく市民、事業者が参加した幅広い対策の推進と、三者それぞれの責務と義務が規定されているほか、開発事業に関して事前協議制を取り入れています。

#### ア 指定袋制度

平成13年7月から「燃せるごみ」「燃せないごみ」の排出については、次の点を主な目的として、市の指定袋による有料化制度を導入しました。

##### ○ ごみ処理経費の一部負担による公平化

※販売価格は10枚単位で、税込み価格です。

ごみの排出量に応じた手数料を、ごみ指定袋を購入することにより負担していただくことで、ごみの排出量の多い者と、少ない者との公平化を図っております。

指定袋の種類	大きさ・容量	販売価格
燃せるごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円
燃せないごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円

##### ○ ごみの資源化・減量化の促進

「燃せるごみ」「燃せないごみ」

を減らそうという動機付けの効果があがり、ごみとして排出されていた中から、資源物の分別を促し、資源化・減量化を促進します。

##### ○ ごみ排出ルールの遵守

指定袋は透明又は半透明なため、混入したスプレー缶等の異物や危険物の発見が容易になり、収集作業時や処理施設内での事故防止となり、作業員の安全確保に有効です。

#### イ 資源の回収

本市では、家庭から発生するごみの分別収集を行い資源化・減量化を進めていますが、ごみステーションでの資源物収集のほかに、次のような資源回収活動を行う団体等へは、収集した資源の量に応じて1kg当たり4円の助成制度があります。

平成24年度は2,434トンの資源回収実績があり、これに対して9,735千円の助成金が交付されました。

### (ア) 資源回収自治会事業

資源として再利用可能なものを無駄なく効率的に資源化するために、資源回収自治会事業を平成5年10月から実施しています。

平成25年3月末現在の参加自治会数は111自治会です。

この事業は、空き缶（アルミ、スチール）、ガラスびん（無色、茶色、他の色）、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パック）、布類、ペットボトル、廃食用油などの資源物を各家庭で分別して、週1回自治会内に設置する資源回収場所に排出していただき、これらを市の委託する収集業者が回収していくというものです。

この事業に参加する自治会には、行政と市民の連携を図るため、廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源の分別指導や、回収場所の管理等を行うことで資源回収事業の実効性を高めています。



自治会での資源回収

### (イ) 資源回収活動推進助成金交付事業

家庭から発生するごみを資源として再利用してい

くための事業として、資源回収活動推進助成金交付制度を、昭和61年度から設けています。これは、資源の回収を行っているPTA・子供会等の団体に対し、その回収量に応じて助成金を交付することにより、資源回収活動の活性化を図るものです。

## リサイクル活動団体

### 1. 袖ヶ浦ワークス・リサイクル会

**目的** 事業所等から排出される廃棄物を見直し、資源化及び再利用によりリサイクル社会の実現を目指すとともに、収益金は地域の環境美化及び社会福祉協力金等に役立てる。

**会員数** 40事業所（H25. 3. 31現在）

**加入手続き** 入会申込書を会長事務所（東京電力㈱袖ヶ浦火力発電所）に提出

**回収実績** 364トン

**設立年月** 平成3年10月

### 2. 資源回収団体

**目的** ごみの資源化及び減量化を促進し、清掃思想の啓蒙と生活環境の保全を図る。

**登録団体数** 18団体（H25. 3. 31現在）

**登録手続き** 登録申込書を袖ヶ浦クリーンセンター内 廃棄物対策課に提出

**回収実績** 365トン



(ウ) ごみの減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進や買い物袋の持参運動などごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定することによって、消費者と販売店との相互協力によるごみ減量化・資源化運動を促進しようとするもので、平成7年10月から実施し、現在10店を協力店として認定しています。

袖ヶ浦市ごみ減量化・資源化協力店一覧

(平成25年3月末現在)

認定要件 協力店名	簡易包装の推進	買い物袋の持参運動	空き缶の回収	空き瓶の回収	食品用トレイの回収	紙パックの回収	使い捨て容器・製品の使用を控える	エコマーク商品の販売	リサイクル商品の販売	再生紙の使用を促進	ペットボトルの回収	レジ袋回収
谷元電機商会									●			
(株)ダイエー長浦店	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
(株)主婦の店福王台店			●		●	●				●	●	
(株)主婦の店長浦店			●		●	●				●	●	
生活協同組合ちばコープ蔵波店	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
しまむら長浦店	●									●		●
スーパー吉田屋			●		●	●					●	
スーパー伊藤					●		●					
尾張屋横田店		●	●		●	●					●	
尾張屋長浦店		●			●	●					●	

## ウ 生ごみの肥料化

一般的に家庭から排出される生ごみは、1日に約1kg発生するとされており、1年間では365kgにもなる計算になります。

また、生ごみは水分含有率が高く、燃焼効率が悪いいため、生ごみを「燃せるごみ」として処理することは、環境に多大な負荷をかけることと考えられています。

本市では各家庭で生ごみを自家処理して、家庭から発生する「燃せるごみ」の減量化を図る生ごみ肥料化容器の普及を推進するため、助成金交付制度を実施しています。

当初は、庭等に埋めて肥料化させる生ごみ肥料化容器だけを助成の対象としておりましたが、平成6年度からは屋内でも生ごみを肥料化できる型式のものも助成の対象に加え、平成11年には機械式の生ごみ処理機も助成対象としました。

現在は、さらに様々な生ごみの自家処理方法が確立されておりますので、生ごみの自家処理に挑戦してみようという方は、お気軽にクリーンセンターにご相談ください。

## 助成実績

年 度	助 成 基 数	助成金額 (円)	
平成19年度まで	2,955	19,076,600	
平成20年度	生ごみ肥料化容器	33	73,400
	機械式生ごみ処理機	32	743,100
平成21年度	生ごみ肥料化容器	22	50,400
	機械式生ごみ処理機	19	414,800
平成22年度	生ごみ肥料化容器	26	52,400
	機械式生ごみ処理機	10	242,500
平成23年度	生ごみ肥料化容器	25	56,900
	機械式生ごみ処理機	12	292,800
平成24年度	生ごみ肥料化容器	23	50,200
	機械式生ごみ処理機	8	198,000

## エ 石けんミニプラント

石けんミニプラントとは、各家庭で発生する廃食用油を原料として石けんを作り再利用するものです。

廃食用油は、生活系排水の中でも公共用水域の汚濁に及ぼす影響が強く、垂れ流し等による汚濁もたびたび指摘されています。

本市では、廃食用油をリサイクルすることを目的として、平成3年11月に石けんミニプラントを1基購入しました。市民の方に廃食用油が再び資源として活用されることを認識してもらい、環境に対する関心を深めてもらうとともに、地域のコミュニケーションを図る機会として利用していただいています。

### 《注意》

**劇薬を使用いたしますので、専門知識のある方の監督が必要となります。**

#### オ 不用品情報交換

家庭で使用しなくなった物品等について、譲り渡し又は譲り受けを希望する方へホームページを通じて情報提供をしています。

#### カ 剪定枝粉砕機貸出

家庭や事業所の生垣などを剪定した場合に発生する、剪定枝を自家処理していただき、クリーンセンターに「粗大ごみ」として搬入されることの減量を図ることを目的として、本市では、剪定枝の粉砕機の貸し出しを行っております。

剪定枝を粉砕してできたウッドチップは肥料や、ガーデニングのマルチング、庭の敷材等に利用し、ごみの資源化・減量化をすることができます。

## ごみを減らす工夫をしてみませんか

### ○ ものを買うときの工夫

- 1 本当に必要なものを購入しましょう。(安くても使わなければ「ごみ」になります。)
- 2 買い物に行くときは、買い物袋を持参しましょう。(レジ袋等は持参すれば再利用ができます。マイバッグはさらに良いでしょう。)
- 3 再生品を積極的に選びましょう。(最近では再生品の性能も品質も向上しております。せっかく再生されても需要がなければ成り立ちませんので、ご協力をお願いいたします。)
- 4 詰め替えできる商品を購入しましょう。(調味料や洗剤などの容器は何度も使えるものが多いので、詰め替えて使いましょう。)
- 5 過剰包装は断りましょう。(包装は最小限にしてもらうことで、家庭ごみの減量が図れます。)
- 6 使い捨て商品の購入はなるべく控えましょう。(安くて手軽な使い捨て商品ですが、ごみの減量化には大敵です。なるべく何度も使える商品を選びましょう。)



### ○ ものをを使うときの工夫

- 1 大事に最後まで使いましょう。(調味料や洗剤等は最後まで出し切りましょう。)
- 2 物を大事に使いましょう。(消費社会ですが、物は大事に使えば長持ちします。また、修理しながら長年使うことで物に対する愛着もわくことでしょう。)

### ○ ものを捨てるときの工夫

- 1 ごみの分別を徹底してください。  
(ごみの分別を徹底することで、より効率的に再資源化が図れます。)
- 2 資源物は清潔に一時保管し、資源回収に出しましょう。  
(ビンや缶、古紙布類、ペットボトルなどは、自治会やPTAなど各地域で行っている資源回収に出すことで、効率的な再資源化が図れ、ごみの減量化になります。)
- 3 捨てる前に、それを必要とする人(リサイクルショップや友人知人等)がいないか探してみましょう。

ごみの資源化・減量化へのご理解とご協力をお願いいたします。

### (3) ごみ収集の状況

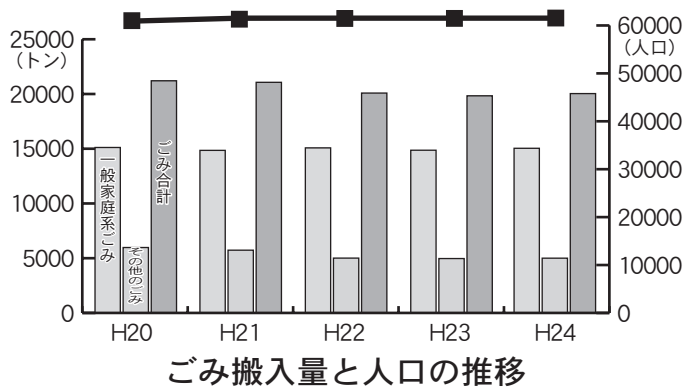
#### ア 分別収集

一般家庭から出るごみの量は、指定袋の導入並びに資源ごみ回収の浸透により、一旦は減少しましたが平成20年度以降はほぼ横ばいとなっています。

事業所から出る一般廃棄物などその他のごみ量は、事業所等へリサイクル可能な資源物（新聞紙等）について徹底した分別をお願いしたことから、減少傾向にあります。（下グラフ参照）

また、一般家庭と事業所等から出る全てのごみを人口で割った市民1人当たりの1日のごみ排出量は892g、年間のごみ発生量は20,044トン（汚泥等を除く。）となっています。

本市では、「捨てればごみ、活かせば資源」をテーマに、ごみの減量化及び再資源化を目的として、①燃せるごみ、②資源ごみ（びん・缶類・紙・布・ペットボトル・紙パック）、③燃せないごみ④粗大ごみ・金属類に分別して収集を行っています。また、使用済乾電池、スプレー缶及び蛍光灯は、月1回第4週の「燃せないごみの日」に収集します。



\*一般家庭系ごみは、収集委託によって搬入された可燃ごみ・不燃ごみ等の合計です。なお、自治会での資源回収量は除く。

### ごみの正しい分け方・出し方



#### イ ごみステーション

ごみ集積場所として、市内には1,405ヶ所のごみステーションが設置されており、その管理は、各自治会等で行っています。また、最近の傾向では不法投棄防止のため、集積場所だけ指定して、ごみ集積箱を設置しないでごみ出しをする自治会が増えつつあります。

**お願い** ごみステーションは利用者相互で管理することになっていますので、「決められた日に・決められたものを・決められた時間内」に出していつもきれいにしておいてください。

## ウ ごみ質の状況

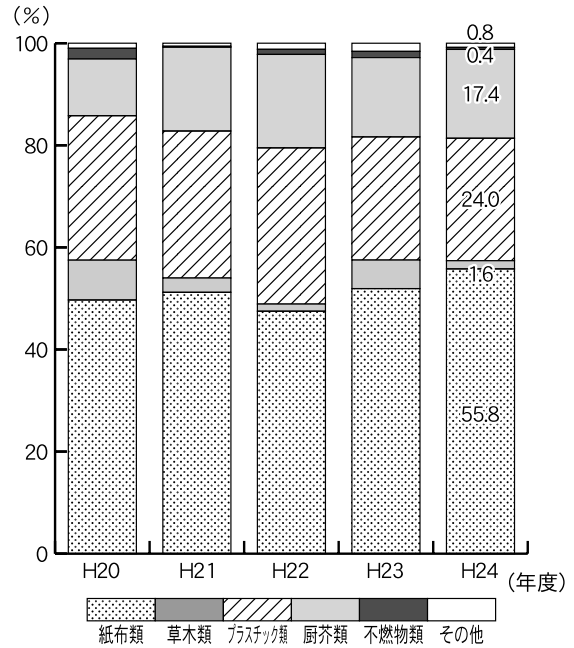
可燃ごみとして収集されたごみの組成種類は紙布類が最も多く、次いでプラスチック類、続いて厨芥類、草木類、不燃物類となっています。

なお、収集された燃せるごみの中には、資源として再利用できるものが多数含まれています。

市内では各種資源回収事業を実施しておりますので、今後ともなお一層の資源ごみとして搬出をお願いします。

### お願い

厨芥類とは「生ごみ」です。  
各家庭で生ごみ肥料化容器等を活用して自家処理していただき、少しでも厨芥類の搬出を抑制して下さるようご協力下さい。



ごみ質の推移

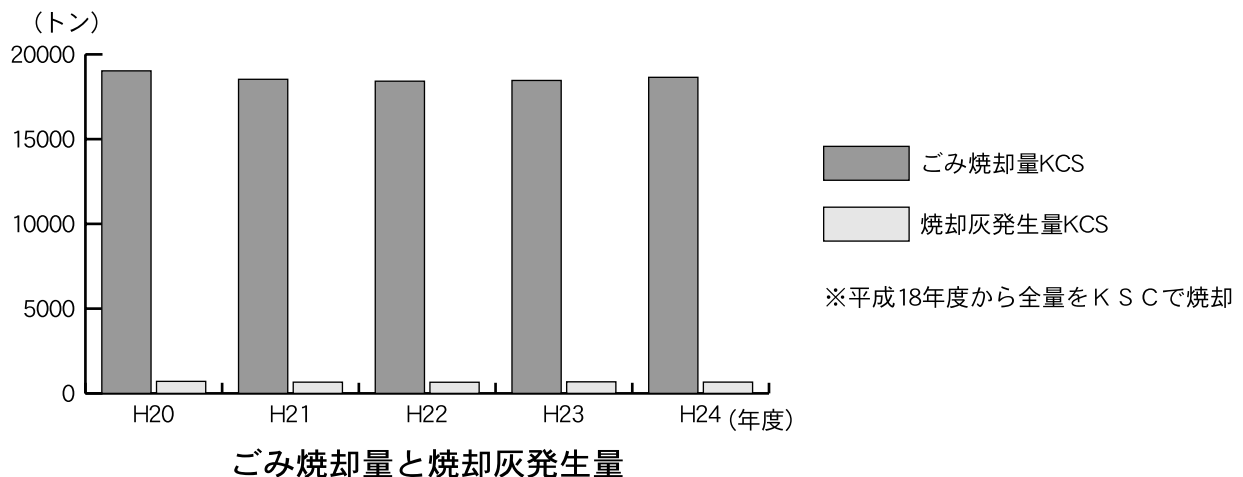
## (4) ごみ処理の状況

本市でのごみ処理は、粗大ごみ処理施設で資源物、不燃物及び可燃物に選別処理するほか、ごみ処理施設で可燃ごみの積替え搬送を行っています。

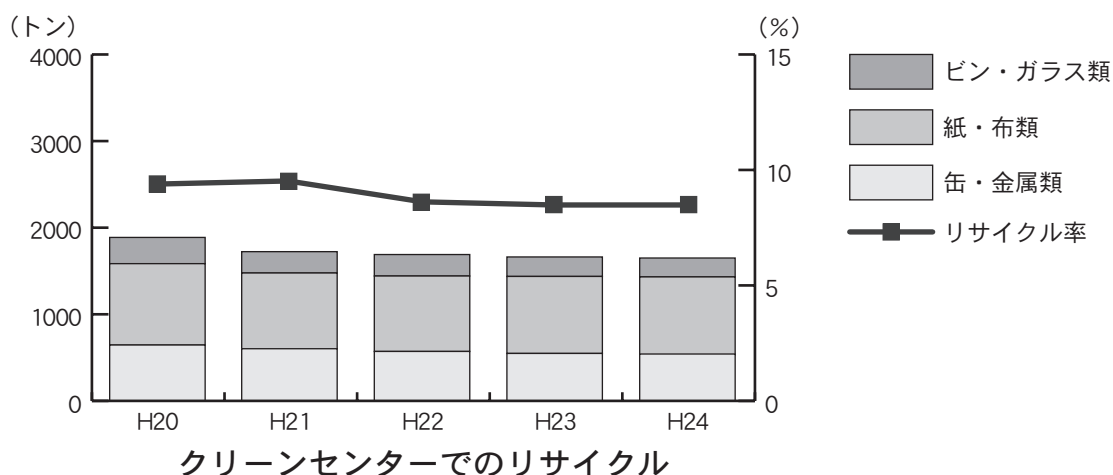
ごみの処理量は、減少している状況であり、本年度は可燃ごみ15,999トン、粗大ごみ等4,045トン、汚泥等496トン合計20,540トンを受入処理しました。なお、このうち可燃ごみ17,865トン、不燃物799トン、粗大3品14トンを、(株)かずさクリーンシステムに委託処理しました。また、収集したごみの中の資源物1,698トン(8.5%)をリサイクルしました。

クリーンセンターでの1トンあたりのごみ処理費用(ごみ収集委託、ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設運転、維持管理費、及び委託費等)は、約51,705円となります。なお、委託費にはKCSでの中間処理費用が含まれています。また、年間市民一人あたりでは、約16,835円の処理経費がかかっていることとなります。

今後も、市民や事業所のごみに対する意識の変革が必要です。







## (5) し尿処理

### ア 浄化槽設置状況

浄化槽は、単独処理（し尿だけを単独で処理する浄化槽）と合併処理（し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽）に分けられます。

昭和59年4月から供用開始している公共下水道や平成10年4月から供用開始した農業集落排水と併せて公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

なお、浄化槽法等の改正により、平成13年度から単独浄化槽の設置ができなくなりました。

### 《浄化槽設置申請基数》

	単独浄化槽	合併浄化槽	公共下水道 接続に伴う廃止	農業集落排水 接続に伴う廃止	現在設置数
平成20年度まで	7,804	1,294	4,994	599	3,505
平成21年度	0	109	22	9	3,583
平成22年度	0	108	19	4	3,668
平成23年度	0	132	27	6	3,767
平成24年度	0	128	23	77	3,795

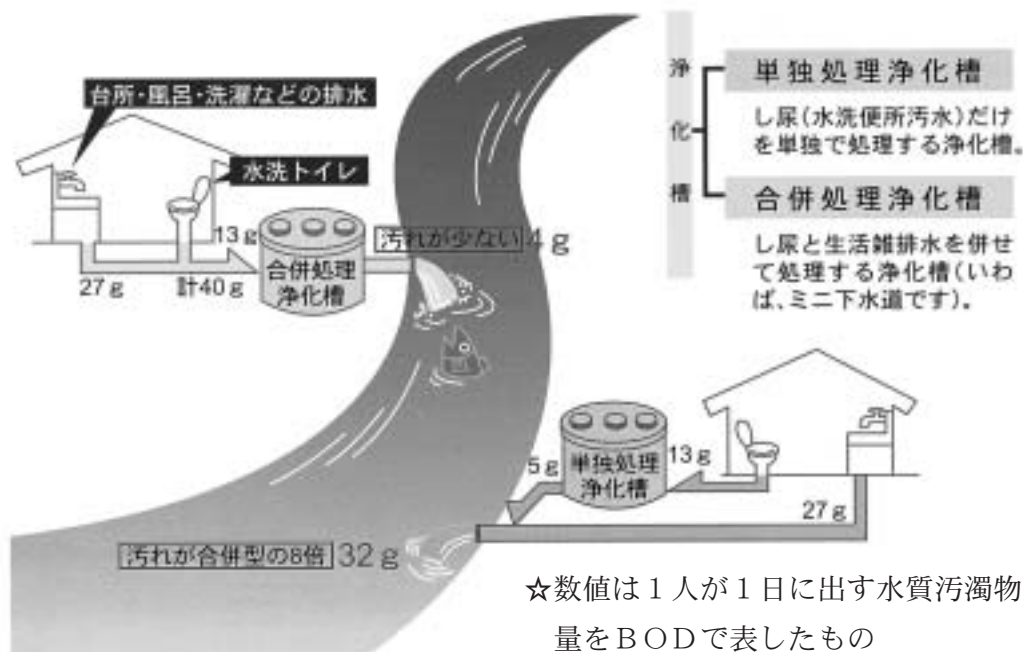
### イ 合併処理浄化槽設置補助事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併浄化槽設置補助金制度を平成3年4月から開始しました。

補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域及び工業専用地域等を除く地域が対象となります。

### 《補助実績》

	基数	補助金額 (千円)
平成20年度まで	676	337,054
平成21年度	70	31,092
平成22年度	75	34,610
平成23年度	80	21,460
平成24年度	54	20,824



### ウ 生活排水施設設置補助事業

住宅の周辺に放流先がなく、台所等の排水を地下浸透させている地域で、蒸発拡散装置等の設置者を対象とした生活排水処理施設設置補助金制度を平成4年4月から実施しています。

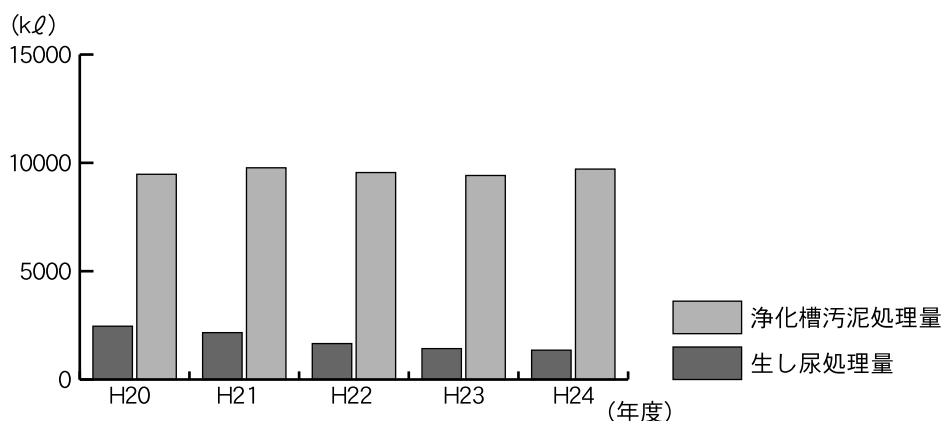
補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域並びに工業専用地域及び準工業地帯等を除く地域が対象となります。

### 《補助実績》

	基 数	補助金額 (千円)
平成20年度まで	91	18,110
平成21年度	4	800
平成22年度	1	200
平成23年度	3	600
平成24年度	2	400

### エ し尿等の処理状況

し尿等の処理量は、人口が増加しているものの公共下水道等の普及により、減少の傾向にあります。なお、し尿処理施設は、平成14年4月からは今までどおりし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、きょう雑物除去等前処理した後下水道終末処理場へ放流するための「し尿等積み替え施設」として使用しています。



## 【2】産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物のことです。このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。従って、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。

産業廃棄物は、その処理に特別な技術を要することが多いので、廃棄物の種類に応じて分別・収集運搬・中間処理・最終処分(埋立)の各処理ごとにその処理基準が設けられています。

また、各事業所から発生した産業廃棄物のうち、廃油・金属くず・廃材等は資源の有効利用のため再生又は他製品の原材料の一部として積極的に再生利用されています。

## 【3】廃棄物の不法投棄

廃棄物は通常の家ごみから産業廃棄物まで多種多様であり、それぞれに適正な処分方法が定められていますが、利益のために不法投棄する行為が後を絶ちません。

苦情件数としては減少傾向にありますが、少量の廃棄物をゲリラ的に投棄されるなど悪質・複雑化しており、潜在的な不法投棄件数は減っておりません。

不法投棄は土地所有者や近隣に迷惑となるだけでなく、有害物質であれば環境への悪影響も懸念される重大な犯罪です。

市では、不法投棄対策として不法投棄監視員を委嘱し活動を行って頂くとともに、日々のパトロールにより監視強化を図っています。

不法投棄が発生した場合には、警察にも協力してもらい行為者の調査を行っています。

行為者が特定されれば早急な撤去を指導していますが、行為者が判明しない場合には土地管理者に撤去方法の指導を行うことになります。

## 不法投棄を防ぐために

不法投棄は悪質巧妙化し、予想もしなかった場所に投棄されることがありますが、普段から土地を管理することで防止が可能です。

自らの土地に不法投棄されないように、以下の事を心がけてください。

- ①遊休地は定期的に見回り、草刈や柵の設置など、荒らさないようにする。
- ②道路が整備され、夜間の人通りが少ない場所は住宅地でも特に注意する。
- ③資材置場などあいまいな用途で土地を貸さない。

また、行為者の発見にはできるだけ早い対応が必要です。

## 10. 土砂埋立て

市では、汚染土壌による埋立てや崩落等の災害を防止するため、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、市内で300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地への土砂等の埋立て行為もしくは一時たい積行為を行う場合には事前に許可（3,000平方メートル以上は県許可）が必要となっています。

条例では、埋立て行為等を行う場合には、有害物質が含まれていないか発生元で事前に調査することや、崩落等の危険性がないか埋立ての構造を書面で提出することとなっています。

また、無許可埋立てや汚染土壌の持込がないように、市では警察OBを土砂等対策指導員として採用し、市内のパトロールを実施しています。



土砂等の埋立て事業許可件数（新規）

	市許可(小規模埋立て事業)		県許可(特定事業)	
	埋立て事業	一時たい積	埋立て事業	一時たい積
20年度	5件	4件	6件	0件
21年度	11件	7件	4件	0件
22年度	2件	7件	2件	0件
23年度	1件	7件	1件	0件
24年度	4件	7件	4件	1件

### 違法埋立て行為を防ぐために

土砂等の埋立て行為は適正に実施されればよいのですが、利益のために無許可で埋め立てる、産業廃棄物を混ぜるなど不適正な土砂を持ち込む、許可量を大幅に超えて埋立てるなど、悪質な事例が発生することがあります。

一度埋立て行為が行われた土砂は簡単に撤去できず、土砂が雨水の流れを止めてしまう、隣接地まで土砂が流出するなど大きな問題となります。

近年では、遊休農地等に目をつけた事業者などが言葉巧みに埋立て行為の話を持ちかけてくるケースが多発しています。

埋立て行為に同意する場合は、自分の土地がどのように埋め立てられるのか許可状況とあわせて確認するとともに、作業中も定期的に監視することが必要です。

## 11. 啓発活動

現在の環境問題に対応するには、行政・市民及び事業者が一体となり環境について再認識をしていく必要があります。

このような中、行政では以下のような取り組みを行っています

### 環 境 月 間

1972年6月5日、ストックホルム（スウェーデン）で開催された国連人間環境会議において「人間環境宣言」が採択されて以来、これを記念して毎年6月5日を世界環境デーとすることになりました。日本では環境省が、例年6月を「環境月間」として、関係省庁、自治体、関係団体などに呼びかけており、その協力のもとに各種行事が全国的に展開されています。

#### 環境フェスタ

市の主催で実施していた環境月間イベントは、平成22年度の第20回をもって終了しました。平成24年度は、環境保全活動等を行う団体で構成された、「袖ヶ浦市環境イベント協議会」による第1回袖ヶ浦市環境フェスタが開催されました。



#### ～はじめよう自分にできること～

と き	10月27日
場 所	市民会館
入場者数	700人
参加団体	18団体



今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが必要であり、そのために環境学習が必要となっています。

本市では、「わかりやすい形での環境情報を、住民に提供する体制の整備を図る。」「環境資料の体系的な整備を図る。」「自然とのふれあいや、体験学習を通じて環境教育の推進を図る。」「講演会、展示会により、住民の環境に対する意識の向上を図る。」及び「環境関連部、教育委員会、学識経験者の連携による環境教育体制の整備を図る。」の5つの手段に沿って環境学習を推進しています。平成24年度は、「自然散策会」「暮らしと環境を考える講座」などを開催しました。



「自然散策会」

第1回 11月18日  
場 所 しいのもり周辺  
参加者 23名

「暮らしと環境を考える講座」

「地球温暖化」

日 時	12月 2日	19名
	12月15日	18名
	1月18日	16名
	1月26日	14名
参加者	合計	67名





## 清 掃 活 動

臨海地区清掃は、臨海地区各事業所の協力により年4回、道路周辺の清掃を実施しました。市内一斉清掃は、市民のみなさんによるごみゼロ運動統一行動日5月及び9月の年2回、市内全域を対象として道路、ごみステーション周辺の清掃を実施しました。また、皆さんの家庭から出たごみを収集している袖ヶ浦クリーンセンターの見学も毎年行われています。



### 「臨海地区清掃」

日 時	6月20日	9月12日
	11月14日	2月13日
場 所	臨海地区	
参加団体	392事業所	
ごみ収集量	6.32t	

### 「市内一斉清掃」

日 時	5月27日	9月30日
場 所	市内全域	
参加者	30,550人	
ごみ収集量	78.31t	



### 「袖ヶ浦クリーンセンター施設見学」

視察団体	1団体
延べ人数	46人

# 環境保全関係補助金制度

(平成25年度 4月1日現在)

名称	内容	補助金等	担当課	備考
合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、事業に要する経費の一部を補助する。	し尿及び生活排水を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽で人槽に応じ300千円から963千円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 申請書を担当課に提出してから工事に着手してください。
生活排水処理施設設置事業補助金交付要綱	生活排水の放流先がない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁防止を図るため、生活排水処理施設を設置する者に対して、経費の一部を補助する。	生活排水処理施設の設置に対する経費の2分の1の額とし、20万円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 申請書を担当課に提出してから工事に着手してください。
資源回収活動推進助成金交付要綱	ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して、助成金を交付する。	対象となる資源は、繊維類、紙類、金属類、びん類、缶類、ペットボトル及び廃食用油で、助成金は1kg当たり4円とする。	廃棄物対策課	
生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付要綱	一般家庭から排出される生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等の購入者に対して、経費の一部を補助する。	購入額の2分の1の額とし、生ごみ肥料化容器1基につき3,000円(2基/世帯まで) 機械式生ごみ処理機は1基につき25,000円(1基/世帯まで) を限度とする。	廃棄物対策課	
ごみ集積箱設置整備事業補助金交付要綱	清掃事業におけるごみの衛生的な処理の普及を図るため、ごみ集積箱設置を行う区等に対して、経費の一部を補助する。	1ヶ所につき事業に要する経費の2分の1以内としその額は30,000円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 申請書を担当課に提出してから工事に着手してください。
生垣設置奨励補助金交付要綱	緑化の推進及び災害の防止を図り、潤いのある住みよい都市環境の形成に資するため、住宅用地に生垣を設置する者に対し、経費の一部を補助する。	5m以上の生垣で、1mにつき2,000円とし、50,000円を限度に補助する。既存のブロック塀等を壊して生垣を設置する場合は、取り壊しについても別に1mにつき2,500円とし、50,000円を限度として補助する。	環境管理課	(注) 申請書を担当課に提出してから工事に着手してください。
保存樹木等助成金交付要綱	自然環境の適正な保全を図るため、保存樹木等の所有者がその樹木等の保全を図るために要する経費の一部を助成する。	幹回りが1.5m以上、高さが15m以上で美観上優れ、健全に育成されている樹木については、1本当たり年額1,000円 500㎡以上で健全に育成されている樹林については、1㎡当たり年額3円。	環境管理課	
住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	地球温暖化の防止等地球環境の保全に資することを目的に、環境への負荷が少ない自然エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	太陽光発電システムの最大出力(KW)に2万円を乗じた額とし、7万円を限度とする。(千円未満切捨て) 自ら居住する市内の住宅に、新たに太陽光発電システムを設置し、発電した電力を電力会社との間で電力需給契約を締結される方で、市税を滞納していない方。	環境管理課	(注) 申請書を担当課に提出してから工事に着手してください。(予算内先着順)



## 袖ヶ浦の環境 平成25年版

---

発行年月 平成25年6月

編集発行 袖ヶ浦市環境経済部  
袖ヶ浦市坂戸市場1番地1  
電話0438(62)2111(代)  
郵便番号299-0292